



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

255 要措置区域の指定の全部解除	(環境管理課)	1
256 要措置区域の指定	(〃)	2
257 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	2
258 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	2
259 〃	(〃)	3
260 〃	(〃)	3
261 〃	(〃)	4
262 〃	(〃)	4
263 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃)	5
264 保安林の指定施業要件の変更	(〃)	5
265 〃	(〃)	5
266 公共測量の終了	(技術調査課)	6
267 道路の区域変更	(道路保全課)	6
268 〃	(〃)	6
269 道路の供用開始	(〃)	7

○ 訓令

*3 和歌山県農業試験場暖地園芸センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(農林水産総務課)

*4 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

(検査・技術支援課)

告 示

和歌山県告示第255号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成27年和歌山県告示第769号（要措置区域の指定）により指定した同項に規定する要措置区域の全部について、次のとおり同条第1項の指定を解除する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 要措置区域

和歌山県海南市岡田字大坪422-1の一部（別図のとおり）

2 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

3 要措置区域において講じられた指示措置等

規則別表第5の2の項の下欄に掲げる土壤汚染の除去

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第256号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域を次のとおり指定する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 要措置区域

和歌山県紀の川市荒見字高塚645番2、646番1、646番4、647番1、647番2、650番5、661番1、661番4
(別図のとおり)

2 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレン

3 要措置区域において講すべき指示措置等

規則別表第5の2の項中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出保健所衛生環境課並びに紀の川市民部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成31年4月8日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成31年3月6日

2 名称

特定非営利活動法人ほかぜ

3 代表者の氏名

吉田公章

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市中三栖864番地の10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域サポートセンターとして地域住民に対して、障害児・者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができ、地域で支え合い、住み慣れた地域の良い環境で暮し続けることができる社会を構築し、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携を図りながら地域福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第258号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
橋本市 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第259号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第260号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第261号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第262号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第263号

平成31年和歌山県告示第142号（以下「告示第142号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 所在が不分明である通知の相手方

中山愛子
西崎修一
西崎壽子
坂本三喜男
龍田光司
龍田佳郎
龍田英三
松窪辰男
打越多喜男
峯玉伸子
新家弘通

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第142号のとおり

和歌山県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）**2 保安林として指定された目的 水源の涵養****3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

和歌山県告示第266号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成31年2月10日から同年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町闘野川地先

和歌山県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡北山村大字下尾井字高盛3番1地先から同村大字下尾井字高盛4番1地先まで	旧	6.40 8.10	69.10	

和歌山県告示第268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡北山村大字下尾井字木屋12番1地先から同村大字下尾井字木屋12番4地先まで	旧	6.60 8.40	31.37	

和歌山県告示第269号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場485番1地先から同町大字笠田中字稻子156番2地先
まで

供用開始の期日 平成31年3月26日

訓令**和歌山県訓令第3号**

農林水産部

和歌山県農業試験場暖地園芸センター

和歌山県農業試験場暖地園芸センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県農業試験場暖地園芸センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第3条第6項及び第3条の3第3項の規定に基づき、和歌山県農業試験場暖地園芸センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間については、週休日を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内で和歌山県農業試験場暖地園芸センター所長（以下「所長」という。）が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週間を通じ16日の範囲内で所長が定める日とする。

第3条 所長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

(休日の勤務)

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、所長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

府中一般
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 檢査員 県が施行する工事の検査及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査に関する事務に従事する者をいう。	(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。 (1)～(4) 略
(検査) 第4条 工事検査は、検査・技術支援課長が総括する。	(検査員) 第4条 工事検査のうち、県工事の出来高検査及び県工事に伴う業務の検査については、当該県工事又は業務を実施する所属の長が行うものとする。
2 検査・技術支援課長は、第5条第1項の規定による工事検査の要求を受けたときは、自ら工事検査を行い、又はその指名する検査員若しくは検査・技術支援課分室長に工事検査を行わせるものとする。ただし、必要と認めるときは、他の所属の長に当該工事検査の事務の権限を委任することができる。	2 工事検査のうち、県工事の完成検査、一部完成検査及び中間検査については、別表第1に掲げる区分により行う。
3 現地調査は、原則として補助工事を所管する所属の長が自ら行い、又はその指名する職員（当該現地調査の実施に要する技術力を有する者に限る。）が行う。ただし、必要があると認めるとときは、別表に掲げる区分による所属の長に当該現地調査を依頼することができる。	3 補助金等の額の確定のため必要に応じて行う現地調査は、原則として補助工事を所管する所属の長が行う。ただし、必要があると認めるとときは、別表第2に掲げる区分による所属の長に現地調査を依頼することができる。
4 第2項ただし書の規定による委任を受けた長は、自らその委任を受けた工事検査を行い、又はその検査員として指名する所属の職員（当該工事検査の実施に要する技術力を有する者に限る。）に行わせるものとする。	4 前2項の規定にかかわらず、検査・技術支援課長又は検査・技術支援課分室長が必要と認めるとときは、検査・技術支援課長又は検査・技術支援課分室長が自ら工事検査又は現地調査を行い、又は適当であると認める他の所属の長に工事検査又は現地調査を委任することができる。
5 第3項ただし書の規定による依頼を受けた長は、自ら現地調査を行い、又はその指名する職員（当該現地調査の実施に要する技術力を有する者に限る。）に行わせるものとする。	5 工事検査又は現地調査を行う所属の長は、検査に要する技術力を有する当該所属の職員に検査の実施を命ずることができる（工事検査又は現地調査を実施する職員を以下「検査員」という。）。

(工事検査の要求又は現地調査の依頼)
第5条 県工事等を施行する所属の長は、工事検査を受けようとするときは、検査要求書を知事に提出しなければならない。

2 拠助工事を所管する所属の長は、前条第3項ただし書の規定により現地調査の依頼を行おうとするときは、現地調査依頼書を別表に掲げる所属の長に提出しなければならない。

(工事検査又は現地調査の中止)
第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、検査員は、工事検査又は現地調査を中止することができる。
(1) 前条各項の規定による立会人が検査の執行を妨げ、又は検査員の指示に従わず、工事検査又は現地調査の実施が困難であるとき。
(2)・(3) 略

(工事検査の要求又は現地調査の依頼)
第5条 県工事等を施行する所属の長が、完成検査、一部完成検査又は中間検査を受けようとするときは、検査要求書を知事に提出しなければならない。

2 拠助工事を所管する所属の長が、前条第3項の規定により現地調査の依頼を行おうとするときは、現地調査依頼書を別表第2に掲げる所属の長に提出しなければならない。

(工事検査又は現地調査の中止)
第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、検査員は、工事検査又は現地調査を中止することができる。

- (1) 前条各項に規定による立会人が検査の執行を妨害し又は検査員の指示に従わず、工事検査又は現地調査の実施が困難であるとき。
- (2)・(3) 略

別表第1 (第4条第2項関係)

施工区分及び工種	工事検査を行う所属の長
契約金額250万円以上の土木工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事	検査・技術支援課長 検査・技術支援課分室長
契約金額250万円未満の土木工事 管財課、公共建築課及び公営企業課が施行する契約金額250万円未満の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事	工事を施行する所属の長
管財課、公共建築課及び公営企業課が施行する工事を除く契約金額250万円未満の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事	建築住宅課長(海草振興局管内で施行されるもの)
	当該振興局建設部長(海草振興局管内で施行されるものを除く。)

備考 検査・技術支援課が行う工事検査については、検査・技術支援課長が行う。ただし、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係る工事検査については、検査・技術支援課分室長が行う。

別表第2 (第4条第3項関係)

略
備考 検査・技術支援課が行う現地調査については、検査・技術支援課長が行う。ただし、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係る現地調査については、検査・技術支援課分室長が行う。

別表 (第4条関係)

略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。